

高圧ガス製造施設等、貯蔵所の軽微変更のチェックリスト

1	高圧ガス設備(特定設備を除く)の取替え(第6条第1項第13号の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したもの又は保安上支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。)の工事であって、当該処理設備の処理能力の変更を伴わないもの (1)から(4)に適合すること	
(1)	特定設備でないこと。 特定設備検査規則第2条による貯槽、塔、反応器、熱交換器、蒸発器、凝縮器、加熱炉、その他これらに類する容器	
(2)	取替えであること	
(3-1)	製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したものの ①認定試験者の行った試験等に関する認定試験者試験等成績書が添付されたもの ②高圧ガス保安協会又は指定特定設備試験機関が行なった試験に合格したもの (平成29年3月22日 20170309商局第5号による) (注)解釈:開放検査期間中の供給を除き、未使用品で試験日から3年以内のものに限る。	
(3-2)	保安上支障がないものとして認められたものの ①可とう管(高圧ガスホース、金属フレキ管等)であること ②高圧ガス保安協会又は指定特定設備試験機関が行なった試験に合格したもの	
(4)	処理設備の処理能力の変更を伴わないもの	
2	ガス設備(高圧ガス設備を除く)の変更工事	
3	ガス設備以外の製造施設に係る変更の工事	
4	製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備の撤去の工事	

1 高圧ガス設備の取替えの工事であって、当該処理設備の処理能力の変更を伴わないもの

(製造施設の位置の変更・増設、処理能力の増減を伴う取替、耐震構造物の取替等は許可となる。)

区分	設備・施設等の名称	取替する設備の概要	軽微変更該当する場合の条件	
高 圧 ガ ス 製 造 設 備	貯槽、塔槽類、内圧容器	特定設備、耐震設計に該当するもの	× なし(変更許可)	
	内圧容器	特定設備を除く	○ 認定証が添付されたものへの取替	
	圧縮機・ポンプ・ブロー	処理能力に変更しない全交換	○ 認定証が添付されたものへの取替	
		耐圧性能に影響のない部品交換	△ 不要(届出不要)	
		以上を除く	× なし(変更許可)	
	気化器	特定設備	× なし(変更許可)	
		特定設備を除く	○ 認定証が添付されたものへの取替	
	熱交換器・蒸発器	特定設備	× なし(変更許可)	
		特定設備を除く	○ 認定証が添付されたものへの取替	
		部品取替	○ チューブ(内管)の取替に限る	
	ディスベンサ・充てん器	部品取替のうち邪魔板	△ 不要(届出不要)	
		すべて認定品で構成された物への全交換 (配管、ホース、フレキは認定品の必要なし)	○ 全体でメーカー成績書が添付されたもの (配管現場溶接なし、バルブ類は認定品)	
		部品取替	○ 認定証が添付されたものへの取替	
		充てん弁	○ 認定証が添付されたものへの取替	
	ローディングアーム	ホース	△ 不要(届出不要)	
		認定品で構成された全交換	○ 全体でメーカー成績書が添付されたもの	
			部品取替	○ 認定証が添付されたものへの取替
		安全弁	吹出能力、吹出圧力に変更がある場合	× なし(変更許可)
			吹出能力、吹出圧力に変更がない場合	○ 認定証が添付されたものへの取替
			放出管の位置の変更	○ 全て(但し、事前に打合せをすること)
逆止弁		全て	○ 認定証が添付されたものへの取替	
スィベルジョイント		全て	○ 認定証が添付されたものへの取替	
ストレーナー		全て	○ 認定証が添付されたものへの取替	
サイトグラス		全て	○ 認定証が添付されたものへの取替	
減圧弁	設定圧力に変更がない場合	○ 認定証が添付されたものへの取替		
	設定圧力に変更がある場合	× なし(変更許可)		
緊急遮断装置	操作機構全ての取替	× なし(変更許可)		
	弁本体の取替	○ 認定証が添付されたものへの取替		
	操作位置の変更	○ 全て(但し、事前に打合せをすること)		
その他の弁類	全交換	○ 認定証が添付されたものへの取替		
	部品交換	△ 不要(届出不要)		
配管・継手	増設(短管を含む)又は耐震設計対象	× なし(変更許可)		
	溶接等の現場加工を伴う場合	× なし(変更許可)		
	溶接等の現場加工を伴う場合で管認定試験者	○ 認定証が添付されたものへの取替		
	溶接等の現場加工がない有資格者の施工	○ 全て(但し、事前に打合せをすること)		
	上記で材質変更、口径変更がある場合	○ 全て(但し、事前に打合せをすること)		
	ガスケット、ボルト、ナットの取替	△ 不要(届出不要)		
配管ルート変更	設備の取替に伴う迂回で現場溶接なし	○ 全て(但し、事前に打合せをすること)		
	上記以外の場合及び耐震設計対象	× なし(変更許可)		

区分	設備・施設等の名称	取替する設備の概要	軽微変更に該当する場合の条件
	フレキシブルホース	直接容器等に接続されないもの	○ 認定証が添付されたものへの取替
	金属フレキシ管・ゴムホース	直接容器等に接続されるもの	△ 不要(届出不要)
	液面計	クリンガー式等ガスが通る機構	○ 認定証が添付されたものへの取替
		差圧式(全交換)	○ バルブの認定証が添付されたものへの取替
		差圧式(表示部)	△ 不要(届出不要)
	圧力計・圧力計発信機	同一方式への取替(防爆性能を含む)	△ 不要(届出不要)
		同一型式以外への変更	○ メーカー保証のあるものへの取替
	温度計・液面計発信機		○ 認定証が添付されたものへの取替
	温度計	同一方式への取替	△ 不要(届出不要)
	流量計		○ 認定証が添付されたものへの取替
	保安電源	バッテリー、電気配線等部品、消耗品の取替	△ 不要(届出不要)
上記以外の場合		○ 全て(但し、事前に打合せをすること)	
負圧防止措置	真空安全弁	○ 認定証が添付されたものへの取替	
静電気除去	アースの位置	△ 不要(届出不要)	

2 ガス設備の変更工事

3 ガス設備以外の製造施設に係る変更の工事

区分	設備・施設等の名称	取替する設備の概要	軽微変更に該当する場合の条件
	障壁・流動防止壁・防火壁	位置、構造の変更なし	○ 全て(但し、事前に打合せをすること)
		位置、構造の変更あり	○ 全て(但し、事前に打合せをすること)
高	容器置場・プラットホーム 機械室・その他製造室	位置の変更なし	○ 全て(但し、事前に打合せをすること)
		増設又は位置の変更	× なし(変更許可)
		屋根材、壁材、床材等の材料変更	○ 全て(但し、事前に打合せをすること)
庄	機械室・その他製造室の 開口部・換気装置	屋根材、壁材、床材等の取替補修	△ 不要(届出不要)
		換気能力に減少がない場合	△ 不要(届出不要)
ガ	防護柵	換気能力に減少がある場合	○ 全て(但し、事前に打合せをすること)
		貯槽防護柵、ディスプレイ防護柵	△ 不要(届出不要)
ス	ガス漏洩検知警報設備	上記で位置、大きさの変更を伴う場合	○ 全て(但し、事前に打合せをすること)
		警報部、検知部の全交換	○ 全て(但し、事前に打合せをすること)
		警報部、検知部の位置の変更	○ 全て(但し、事前に打合せをすること)
製 造 施 設	感振設備	エレメント、配線等部品の取替え	△ 不要(届出不要)
			○ 全て(但し、事前に打合せをすること)
	除害設備		○ 全て(但し、事前に打合せをすること)
			○ 全て(但し、事前に打合せをすること)
	事務所	ガス検警報部、遮断弁・散水装置操作位置	○ 全て(但し、事前に打合せをすること)
		その他建築物の増設	△ 不要(但し、事前に打合せをすること)
	散水設備・防火設備	貯水槽・給水ポンプ	○ 全て(但し、事前に打合せをすること)
		散水配管・散水ノズル(同口径、同長に限る)	△ 不要(届出不要)
		散水配管・散水ノズル(上記以外の場合)	○ 全て(但し、事前に打合せをすること)
	消火器		△ 不要(届出不要)
		○ 全て(但し、事前に打合せをすること)	
		△ 不要(届出不要)	
地下貯槽室	強制換気設備	○ 全て(但し、事前に打合せをすること)	
	位置の変更ないその他補修	△ 不要(届出不要)	
	位置の変更あり	× なし(変更許可)	
警戒標		△ 不要(届出不要)	
		○ 全て(但し、事前に打合せをすること)	
事業所境界線	位置の変更がある場合	○ 全て(但し、事前に打合せをすること)	
	位置の変更がない場合	△ 不要(届出不要)	
LPガス貯槽の表示		△ 不要(届出不要)	
防液堤		○ 全て(但し、事前に打合せをすること)	
基礎	耐震設計にかかるもの	× なし(変更許可)	
	耐震設計に該当しないもの	△ 不要(届出不要)	
防爆電気設備		○ 全て(但し、事前に打合せをすること)	
照明設備	防爆エリア外	△ 不要(届出不要)	
	防爆エリア内	○ 全て(但し、事前に打合せをすること)	
通報設備	位置、方式に変更がない場合	△ 不要(届出不要)	
	位置、方式に変更がある場合	○ 全て(但し、事前に打合せをすること)	

(製造施設、製造設備の区分は、高圧ガス保安協会「高圧ガス・液化石油ガス法令用語解説」P69,70による。)

4 製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備の撤去の工事

配管の現場施工がないこと(事前に打合せすること)

5 その他(規則で定められていないが平成29年3月22日 20170309商局第5号によるもの)

(1)高圧ガス貯槽の開放検査を行う間の措置としてフランジ接続を用いてタンクローリ等を仮設し、高圧ガスを供給する場合の当該タンクローリ等の設置、開放検査終了後の撤去工事

(注) この場合に限り、移設品の使用であっても軽微変更扱いとする。

(2)処理能力100m³/日(第二種ガス)、300m³/日(第一種ガス)未満の独立した高圧ガス設備の増設の追加(耐震設計構造物を除く。また、特定設備の場合は特定設備合格証を有するものに限る。)変更の工事に関する許可を受けた設備における変更工事が完了した設備における変更の工事